

社会福祉法人朋友福祉会 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人朋友福祉会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事長）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 役員等については、報酬を支給する。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 役員等の報酬等の額は、次の号による報酬等に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

（報酬等の支給方法）

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第8条に準じた日とする。

（報酬等の日割り計算）

第5条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(役員等の報酬)

1

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円